

法制審議会刑事法（再審関係）部会 委員 村山浩昭

提案する仮想事例

(殺人事件)

1 事案の概要

40代の男性乙が、●日午後11時頃、●公園内において、死体で発見された。死因は失血死だった。

凶器は発見されず、乙の着衣に付着した血液は乙のものだけであった（DNA型鑑定の結果）。

乙の元部下で、事件の1か月前まで一緒に働いていた甲（30代の男性）が逮捕され、逮捕当時は否認していたが、勾留18日目で自白した。しかし、公判では一貫して否認した。

2 有罪の根拠となった証拠関係

- (1) 自白（ただし、秘密の暴露はない。）
- (2) 目撃者2人丙と丁（甲の飲み友達であり、甲の顔をよく知っている）の証言
犯行直後頃、犯行現場付近を走り去る甲を見た。
- (3) 乙の同僚戊の証言
甲と乙は、元は同じ職場で勤務していたが、上司の乙が常に甲に対して厳しい指導をしており、甲はそれを苦にして職場を辞めた。辞めたときに、「乙は絶対に許さない。ぶっ殺してやる。」と言っていた。
- (4) 犯行現場から100m位離れた公道上に落ちていた鍵
甲の部屋（アパート）の鍵と一致していた。（甲は逮捕時部屋の鍵を持っていたが、もう1つの合鍵はなくしたと供述）

3 再審請求の理由

自分は犯人ではない。犯行当夜、自分は犯行場所に行っていない。

4 再審請求審における新証拠

（ケース1）

目撃者のうちの1名である丙の、「当時走り去る男を見たが、走り去る男が甲だとは分からなかった。検察官に、甲が自白していると聞かされたので、法廷で認めてしまった」との供述書

(ケース 2)

「甲は乙を恨んでいるようであったので、つい、「許さない」とか「ぶっ殺してやる」などと証言したが、実際に、そのような甲の言葉を聞いたわけではない。」旨の戊の供述書

(ケース 3)

犯行現場から 100 m 離れた場所に落ちていた鍵の関連で、事件の 3 日前に甲宅の最寄りの交番に甲の部屋の鍵の盗難届を出した際に作成された盗難届の控え

(ケース 4)

自白によれば、凶器は出刃包丁で、被害者の胸部を思い切り 1 回突き刺したとなっているが、被害者の創傷からみて、凶器は刺身包丁様の刃物であり、少なくとも 3 回は、被害者の胸部に刃が刺入されたとの法医学鑑定書

(ケース 5)

犯行当夜 8 時頃、甲と街の居酒屋で知り合い、意気投合して甲のアパートで朝まで飲んでいたという女性己の証言

甲のアパートには防犯カメラは付いておらず、己はその時 1 回会っただけで、その後の付き合いはない。

5 証拠開示の具体的な内容について

(1) それぞれのケースで、どこまで証拠開示が命じられるか。

違う間接事実の関係の証拠に開示が及ぶか。

(2) 具体的に以下のような証拠は開示の対象になるか

ア 被告人の未開示の供述録取書等・取調状況記録書面（録音録画記録媒体含む）

イ 目撃者丙及び丁の供述録取書等・取調状況記録書面

ウ 目撃者丙及び丁の視認状況に関する実況見分調書及び報告書

エ 目撃者丙及び丁の犯行当日の行動に関する報告書

（目撃した日時の特定に関するものを含む。）

オ その他の目撃者（丙及び丁以外の者）の供述録取書等・取調状況記録書面

カ 戊の供述録取書等・取調状況記録書面

キ その他の同僚（戊以外の者）の供述録取書等・取調状況記録書面

ク 犯行現場の防犯カメラ映像等

ケ 鍵の押収手続記録書面

コ 鍵の写真撮影報告書・実況見分調書・検証調書

サ 鍵のDNA型鑑定の鑑定嘱託書及び鑑定書

- シ その他の現場遺留物（現場で捜査機関が押収した証拠物すべて）
- ス その他の現場遺留物の押収手続記録書面
- セ 現場遺留物（犯行現場）の写真撮影報告書・実況見分調書・検証調書
- ソ 現場遺留物のD N A型鑑定の鑑定嘱託書及び鑑定書
- タ 被害者の救急搬送報告書・診療録
- チ 被害者の司法解剖の鑑定書及び鑑定結果が記載された捜査報告書
- ツ 被告人の犯行当日の行動（アリバイの有無）に関する捜査報告書
- テ 被告人のG P S履歴の捜査報告書

以上